

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

平成29年7月31日

霧島市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第4項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			横川区域	無	H27 ~ H31	木浦集落協定
	○			横川区域	無	H27 ~ H31	柿木集落協定
	○			横川区域	無	H27 ~ H31	岩穴集落協定
	○			横川区域	無	H27 ~ H31	前川内集落協定
	○			牧園区域	無	H27 ~ H31	有村集落協定
	○			牧園区域	無	H27 ~ H31	上宇都口集落協定
	○			福山区域	無	H27 ~ H31	山ノ口地区管理組合
	○			霧島区域	無	H27 ~ H31	狭名田集落協定
	○			霧島区域	無	H27 ~ H31	永水集落協定
	○			国分・隼人区域	無	H27 ~ H31	川原夕岸集落協定
						~	
						~	
						~	
						~	